



# みく に 便 り

## 重要なお知らせ

みくには  
ハートに愛

社会保険・雇用保険の届出にマイナンバーの利用が下記のスケジュールで開始されます。  
今後は手続きの際にマイナンバーを確認させていただきます。ご協力をお願い致します。

- 年金事務所 3月5日から利用開始
- ハローワーク 5月1日から利用開始
- 協会けんぽ 事業所宛に未確認マイナンバー確認リスト送付6月上旬から7月中旬

2018年4月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## 就労条件総合調査にみる 企業の労働時間制度

### ◆平成29年の結果が公表

厚生労働省から、平成29年「就労条件総合調査」の結果が公表されています。この調査結果により、現在の民間企業における就労条件の現状がわかりますので、その内容を見ていきましょう。

### ◆所定労働時間はどれくらい？

1日の所定労働時間は、1企業平均で7時間45分（前年調査結果と変わらず）、労働者1人平均では7時間43分（前年調査では7時間45分）。週所定労働時間は、1企業平均で39時間25分（同39時間26分）、労働者1人平均では39時間01分（同39時間04分）でした。

産業別でみると、金融業、保険業で最も短く（週所定労働時間38時間01分）、宿泊業、飲食サービス業で最も長く（同40時間11分）なっています。

### ◆休日形態は？

「何らかの週休2日制（完全週休2日制／月3回や隔週など完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度）」を採用している企業割合は87.2%（前年88.6%）、完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度を採用している企業割合は6%（前年5.8%）、週休1日制または週休1日半制を採用している企業割合は6.8%（前年5.6%）となっています。

### ◆年次有給休暇の取得状況は？

1年間に企業が付与した有給日数（繰越日数は除く）は、労働者1人平均で18.2日（前年18.1日）。そのうち、実際に労働者が取得した日数は9日（前年8.8日）で、取得率49.4%（前年48.7%）となつて

います。

### ◆病気休暇制度の有無、付与日数は？

病気休暇制度がある企業割合は32.5%で、そのうち、病気休暇取得時に賃金を「全額」する企業割合は33.2%、「一部」支払いとする企業割合は18.8%、「無給」とする企業割合は47.7%です。

病気休暇の1企業平均1回当たりの最高付与日数は246日で、賃金の支払状況が「全額」の場合では平均97.6日、「一部」の場合は平均294.1日、「無給」とする場合は平均354.5日となっています。

## 4月の税務と労務の手続提出期限

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

### 16日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

### 5月1日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]

## 入社時の健康診断

Q 4月1日から新卒社員が入社します。入社時の手続きの中には健康診断があると聞きました。詳しく教えてください。

A 新卒社員の入社にあたり人事担当の皆様は忙しい時期を迎えます。労働条件通知書の交付、就業規則の説明、新入社員研修会の開催、社会保険の各種手続き等々盛り沢山です。これらのなかに労働安全衛生規則第43条の雇入時の健康診断があります。詳しくみてゆきましょう。

会社は、常時使用する社員には1年に一度の定期健康診断を実施することは周知の通りですが見落としがちなのが雇入時の健康診断です。実施目的は会社が入社する社員の健康状態をキチンと把握し適正な配属をする為のものです。

健診機関に雇入時の健診として申込をしますが、雇入時健康診断と定期健康診断はその実施方法に違いがあります。前者は健康診断項目を省略できません（入社時の健康状態をキチンと把握しておくため）が、後者は身長、体重、エックス線検査などの検査項目のうち複数について医師が必要でないとする項目について省略できるとされています。

ただし、雇入時の健康診断を実施した場合は実施日から1年間に限って一般定期健康診断で規定された項目について健康診断を受診しなくても差し支えないとされています。

その他健康診断について良くいただくご質問には、パートタイマーの健康診断の受診や深夜業等に従事する社員の健康診断義務が有ります。

原則はパートタイマーであっても1年以上継続雇用する予定または1年以上継続勤務した方で1週間の所定労働時間が社員の4分の3以上の方は健康診断の受診対象となります。深夜業に従事する社員の場合は通達によると6ヶ月平均で1か月に4回以上深夜勤務する社員には6ヶ月に一度の健康診断が必要となります。

会社は健康診断結果に基づき健康診断個人票を作成し5年間保存義務が有りますし、対象者が50人以上場合は「定期健康診断結果報告書」を労働基準監督署へ届出しなければなりません。

過労死問題がクローズアップされる中、群馬労働局でも最重要施策として働きすぎ防止に向けた取組の推進が掲げられ荷重労働が行われているおそれのある事業場に対して監督指導が行われています。1か月100時間を超え疲労の蓄積が認められる社員からの申出があれば医師の面接指導も行う必要があります。

入社から退職まで社員の健康を維持し企業の活性を保つ為にも適切な健康管理を進めて下さい。